

神奈川県内の公立高校に 入学予定の生徒・保護者の皆様へ

～ 授業料及び高等学校等就学支援金のお知らせ ～

神奈川県内の公立高校（中等教育学校の後期課程を含みます。）に入学する方は、原則として授業料を徴収します。

ただし、保護者（親権者）の住民税のうち「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満の世帯（※）の生徒には、「就学支援金」を支給し、公立高校の授業料にその就学支援金を充当することで、生徒の授業料負担をなくします。

授業料負担をなくするためには、**市町村民税所得割額が記載された書類と申請書を、入学する高校に、高校が指定する期限までに提出する必要があります。**

※ 市町村民税所得割額は、保護者に対する税額の合算で判断します。保護者2名（父母）が市町村民税所得割を課税されている場合は、それぞれの税額が記載された書類が必要です。

参考 公立高校授業料 <全日制> 年額 118,800円 <定時制> 年額 32,400円
<通信制> 1単位 350円（平日登校講座により履修する場合は1単位700円）

手続きについて

- 就学支援金の申請は、入学する高校を通じて行います。なお、1年次は2回行います。
- 合格発表時に入学する高校から配付される「申請書」に必要事項を記入し、「市町村民税所得割額が記載された書類」を添付の上、高校が指定する期限までに高校へ直接提出していただきます。

高校が指定する期限までに提出できない場合、就学支援金が支給されず、授業料をご負担いただくこととなりますので、提出書類については、あらかじめご準備ください。

なお、就学支援金を申請しない場合も、その旨を伝える書類（就学支援金確認票）の提出が必要です。

市町村民税所得割額が記載された書類

- 給与所得者（主にサラリーマン）の場合（特別徴収（給与から住民税が差し引かれている）の方）**
給与所得者の方で、勤務先がひとつで、給与所得以外に不動産収入などの収入がない場合は、毎年6月頃に勤務先から配付される「市（町村）民税・県民税特別徴収税額通知書」の写しを提出してください。（通知書をお持ちでない方は裏面3の書類）

【提出書類の見本】一部だけでなく、**全体をコピー**して学校へ提出してください。
（入学の際（1回目の申請時）に提出する書類は、**昨年6月頃に配付された平成29年度の通知書**です）

所得 給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外所得区分 給与所得 退職所得 雑所得 山林所得 山林譲渡 山林譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 取引	課税標準 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 取引	税額 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 別徴収税額⑧ 除不足額⑨ 充 納 付
所得控除 雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	扶養 配偶者 扶養 基礎 所得控除合計②	市町村民税 県民税

所得控除欄の「配偶者」欄に金額がある方は、配偶者の方の書類の提出を省略することができます。

ただし、市町村民税所得割額が30万1,200円以上30万4,200円未満の場合は配偶者の方の書類も必要になります。

市町村民税所得割額が記載されています。均等割額は含みません。

県民税は含みません。

2 主に個人事業者の方や、勤務先で給与から住民税が差し引かれていない方(普通徴収の方)

昨年6月頃に市町村が発行した「平成29年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」の写しを提出してください。氏名・市町村民税所得割額・配偶者控除の有無がわかるページをコピーしてください。(通知書をお持ちでない方は3の書類)

なお、配偶者の方に収入があり、住民税のうち市町村民税所得割が課税されている場合は、それぞれの書類の提出が必要です。

3 上記の1又は2に当てはまらない方、もしくは書類をお持ちでない方

上記の1又は2に当てはまらない方や、1の「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」も2の「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」もお持ちでない方は、平成29年1月1日に住所を有する市区町村の窓口で発行される「平成29年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書」の写しを提出してください。

なお、市町村民税・県民税課税(非課税)証明書の発行には手数料が必要となり、市町村により手数料が異なります。また、発行を受けるためには、申請者(本人)を確認できるもの等が必要になりますので各市区町村に確認してください。

4 生活保護を受けている世帯の場合

生活保護法による生活扶助を受けている世帯の方は、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書の原本を提出してください。(入学の際(1回目の申請時)に提出する書類は、平成29年1月1日時点において生活保護を受給されていることが確認できる証明書です。生活保護の受給開始が平成29年1月2日以降である場合は、市町村民税所得割額が記載された書類(上記1~3)の提出が必要です。)

私立高校等に進学される場合

平成30年4月以降に私立高校等(※)に入学する方が「就学支援金」の支給を受ける場合も、公立高校と同じ手続きが必要となります。入学される私立高校等によって事務手続きが多少異なる場合もありますが、提出する書類は公立高校と同じものが必要となりますので、あらかじめご準備ください。

※ 私立高校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程、特別支援学校高等部、国家資格者養成課程に指定されている専修学校一般課程又は各種学校

問い合わせ先：入学予定の各高校等

公立高校

県立高校	：神奈川県教育委員会 財務課	電話 045-210-8113
横浜市立高校	：横浜市教育委員会 高校教育課	電話 045-671-3272
川崎市立高校	：川崎市教育委員会 学事課	電話 044-200-3264
横須賀市立高校	：横須賀市教育委員会 教育指導課	電話 046-822-8525

私立高校等

県内の私立高校等：神奈川県県民局 私学振興課 電話 045-210-3793
※ 県外の私立高校等に進学される場合は、入学予定の高校又はその高校がある都道府県にお問い合わせください。